

【バリアフリー法逐条解説 2006（建築物）第 3 版 修正箇所概要】

法律の解説（P1～P22）

2 版頁	3 版頁	修正箇所	修正概要
P2	P2	第 2 条【参考】2 番目 中「第 1 項」	削除
P3	P2	第 2 条【参考】2 番目 中「・・・ために」	「・・・ために必要な政令で定める特定施設の構造及び配置に関する基準」に修正
P4	P3	第 4 条【参考】6 行目	「関係者の連携及び」を追加
P4	P4	第 7 条【参考】	文章の修正
P5	P6	第 14 条第 3 項	参照する質疑応答を追加
P6	P6	第 14 条第 5 項	参照する質疑応答を追加
P8	P8	第 15 条第 2 項「団体一覧表」	時点を「平成 24 年 8 月」に修正 「国立大学法人」第 45 号に修正
P8	P8	第 15 条第 3 項	参照する質疑応答を追加
P8	P8	第 15 条第 3 項（PFI 事業）	「効率的」に修正
P10	P10	第 17 条第 1 項	参照する質疑応答を追加
P11	P11	第 17 条第 4 項	参照する質疑応答を追加
P11	P11	第 17 条第 6 項【参考】	文章を一部削除
P13	P13	第 19 条	改正内容に修正
P16	P16	第 52 条【参考】支援制度一覧	時点を「平成 24 年度」に修正 制度内容を修正
P18	P17	第 54 条	改正内容に修正

政令の解説（P23～P46）

	3 版頁	修正箇所	修正概要
P21	P23	第 4 条第 1 項第 4 号 参照	参照する質疑応答を追加
P24	P26	第 5 条 最下段	参照する質疑応答を追加
P25	P28	第 6 条【参考】表下の 中「誘導基準省令第 20 条」	「誘導基準省令第 15 条」に修正
P27	P29	第 9 条 2 番目 「物販店舗、銀行などでは」	「スタッフルームや倉庫などの」に修正
P28	P30	最下段 参照	参照する質疑応答を追加
P29	P31	第 11 条 最下段 参照 1	建築設計標準ページの修正
P30	P32	第 12 条第 1 項第 4 号 参照	建築設計標準ページの修正
P30	P32	第 12 条第 1 項第 6 号 参照	建築設計標準ページの修正
P30	P32	第 12 条第 1 項第 6 号（参考） 参照	参照する質疑応答を追加
P31	P33	第 14 条第 1 項第 1 号 参照	建築設計標準ページの修正 参照する質疑応答を追加
P31	P33	第 14 条第 1 項第 2 号 参照	建築設計標準ページの修正 参照する質疑応答を追加

P31	P33	第 14 条第 2 項 参照	建築設計標準ページの修正
P32	P34	第 15 条第 1 項 参照	建築設計標準ページの修正
P32	P34	第 17 条第 2 項第 2 号 参照	参照する質疑応答を追加
P35	P37	第 18 条第 1 項第 1 号 10 行目「新たに」	「バリアフリー法制定時に」に修正
P35	P37	第 18 条第 1 項第 2 号、第 3 号 4 行目「第 14 条...」、6 行目「第 17 条...」	4 行目「令第 14 条...」修正 6 行目「令第 17 条...」修正
P36	P38	道等までの経路の整備が必要な利用居室 「居室あり ×居室なし」	「利用居室あり ×利用居室なし」に修正
P36	P38	「注 B の場合...」	「注 B の場合で 2 階が利用居室のとき及び C の場合で地下 1 階が利用居室のとき」に修正
P37	P39	第 18 条第 2 項第 5 号 4 行目	建築設計標準ページの修正
P38	P40	最下段 1 行目及び参照	建築設計標準ページの修正 参照する質疑応答を追加
P39	P41	第 20 条 参照	建築設計標準ページの追加
P40	P42	第 21 条第 1 項 参照	建築設計標準ページの追加
P40	P42	第 21 条第 2 号第 1 号 【例】図 点状ブロック	点状ブロックの図追加
P42	P44	第 24 条 1 番目 参照	参照する質疑応答を追加
P43	P45	第 24 条 上段図下 参照	参照する質疑応答を追加

規則の解説、標識省令 (P47 ~ P51)

	3 版頁	修正箇所	修正概要
P45	P47	上段点線枠内 規則	「(改正平成二十三年十一月三十日国土交通省令第八十五号)」追加
P49	P51	中段点線枠内 標識に関する省令	「(平成十八年十二月十五日国土交通省令第百十三号)」追加

誘導基準省令の解説 (P52 ~ P67)

	3 版頁	修正箇所	修正概要
P50	P52	第 2 条第 1 項第 1 号 参照	建築設計標準ページの修正
P50	P52	第 2 条第 1 項第 2 号 参照	建築設計標準ページの修正
P51	P53	第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 項 参照	建築設計標準ページの修正
P51	P53	第 3 条第 1 項第 5 号 参照	参照する質疑応答を追加
P52	P54	第 4 条第 2 号、3 号 参照	建築設計標準ページの修正
P53	P55	第 4 条第 9 号 参照	建築設計標準ページの追加
P53	P55	第 5 条 解説 5 行目	「省令 7 条」を「省令第 7 条」
P54	P56	第 6 条第 1 項第 1 号 参照	建築設計標準ページの追加
P56	P58	第 7 条第 2 項 参照	建築設計標準ページの追加

P56	P58	第7条第3項 参照	建築設計標準ページの追加
P57	P59	第7条第6項 参照	建築設計標準ページの修正
P58	P60	第9条第1項1号 参照	建築設計標準ページの修正
P58	P60	第9条第1項4号 参照	建築設計標準ページの追加
P58	P60	第9条第2項 参照	建築設計標準ページの追加
P59	P61	第10条 一番目 参照	建築設計標準ページの修正
P59	P61	第10条第2項第3号 参照	建築設計標準ページの追加
P60	P62	第11条第1項第4号 参照	建築設計標準ページの修正
P60	P62	第11条第1項第5号 参照	参照誘導省令を追加、建設省告示を削除
P62	P64	第13条第1号 参照	建築設計標準ページの修正
P62	P64	第14条 参照	建築設計標準ページの修正
P62	P64	第15条 参照	建築設計標準ページの修正及び追加
P64	P66	第17条第4項 例 【図2】右図	「既存部分の3階」を「既存部分の2階」に修正

告示の解説（P68～P84）

	3版頁	修正箇所	修正概要
P68	P70	告示1484号 参照	建築設計標準ページの修正
P69	P70	告示1485号 本文	改正日追加。改正力所である第二第1号イ「第七号」を「第九号」に修正。
P79	P80	告示1492号 本文	
P69	P71	告示1485号 二番目	「4.5m」を「4m」に修正。
P79	P80	告示1492号 二番目	
P69	P71	告示1485号 二番目 イ	「15m」を「15m/分」に修正
P79	P80	告示1492号 二番目 イ	
P69	P71	告示1485号 二番目 イ	「30m」を「30m/分」に修正
P79	P80	告示1492号 二番目 イ	
P70	P71	告示1485号 三番目 イ	「第7号」を「第9号」に修正。
P79	P80	告示1492号 三番目 イ	
P76	P77	告示1490号 二番目 3行目	「4m以内」を「3m又は4m以内」に修正。
P78	P79	告示1491号 一番目 1行目	「...便所の配置を示す...」を「...便所の配置を視覚障害者に示す...」に修正。

その他修正

2版頁	3版頁	修正箇所	修正概要
本書の使用に際して	本書の使用に際して	「4. 本書における設計例等... (平成19年、国土交通省)」...	「4. 本書における設計例等... (平成24年、国土交通省)」...」に修正
目次	目次	ページ数	全体修正後再構成
		【参考】「平成19年度日本建築行政会議	「H24年度日本建築行政会議防災部会バ

		防災部会バリアフリー分科会委員、平成 18 年...」	リアフリー分科会委員、各年度委員一覧」に変更。
		【逐条解説】政令の解説 「令附則十級 年三月...」	「令附則十九年三月...」に修正
P105	P104	チェックリスト	設計標準記載のものに修正
P116 ~	P117 ~	所管行政庁一覧	平成 24 年度時点修正

なお、福祉関係の法令の改正により、P24 政令第 4 条第 11 号の解説中の【参考】関係法令及び P102、103「福祉施設に関する特定建築物の分類の考え方」において現行法文と異なるものがありますが、現在見直し作業中のため、第 2 版のままとし、第 3 版では修正していません。